

第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画(案)について

1 推進計画の位置づけ

権利条例第46条に基づき、子どもの権利保障のための具体的な取組を定めた計画。
札幌市の子ども・子育てに関する総合計画「さっぽろ子ども未来プラン」の中の基本目標1の位置づけ。 ※参考資料「第4次さっぽろ子ども未来プラン素案(概要)について」

2 スケジュール

10月25日 計画案(全体)の検討(子どもの権利委員会)
1～2月 パブリックコメント・キッズコメント実施
3月 計画策定

3 計画(案)について

(1) 推進計画案について

子ども未来プランのうち、推進計画部分を抜粋し、項目順など調整して提示。
※最終的には現行同様、子ども未来プラン別冊として推進計画分の冊子を作成予定。

(2) 前回(9/11)からの主な追記・修正部分

- ・ p.1 推進計画の策定について前文を追記
- ・ p.3 前計画の実施状況について記載
- ・ p.5- 子どもの権利に関する現状について「子どもからの意見」を追記
- ・ p.20 子どもが考える「子どもにやさしいまち」のまとめを追記
- ・ p.21 基本理念・施策の体系について追記
- ・ p.22- 事業一覧を追記
- ・ p.33 「権利侵害を起こさない環境づくり」に少数者への配慮について追記
- ・ p.35 点検・評価の実施、主要な活動指標を追記

4 検討テーマ(例)

- ①子どもの権利の考え方、伝え方について
- ②計画の記載や内容など全般について
- ③施策の効果的な実施について
 - －普及・啓発、広報の手法
 - －子どもの意見表明や参加につながる工夫(学校、地域、市政における取組など)
 - －子どもが安心して暮らすための取組(子ども同士や大人、地域との関わりなど)
 - －気軽に相談しやすくするための工夫、相談窓口の周知方法など

目次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 子どもの権利に関する現状	3
1 前計画の実施状況	3
(1) 成果指標の状況	3
(2) 主な取組結果	3
(3) 実施状況のまとめ	4
2 子どもの権利に関する現状（子どもに関する実態・意識調査結果等から）	5
第3章 計画の推進体系	18
1 現状と課題	18
2 子どもが考える「子どもにやさしいまち」	20
3 基本理念・施策の体系	21
(1) 基本理念	21
(2) 基本施策	21
基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上	22
基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進	25
基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり	28
基本施策4 子どもの権利侵害からの救済	32
第4章 計画の推進と評価	35
1 点検・評価の実施	35
2 成果指標等	35
(1) 成果指標	35
(2) 主要な活動指標	35

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景及び趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「権利条例」という。）」を制定し、平成21年（2009年）4月に施行しました。

権利条例では、子ども一人一人が毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長していくことができるように、子どもにとって大切な権利を定めるとともに、その保障のために家庭や子どもが育ち学ぶ施設（学校など）、地域、札幌市などが協力して、子どもにやさしいまちづくりを進めることとしています。

この計画は、こうした権利条例の理念の普及を目指して、子どもの権利への理解や子どもの参加の促進、権利侵害からの救済など、子どもの権利の保障に向けた具体的な取組を総合的かつ計画的に進めていくために策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、権利条例第46条に基づき、子どもの権利の保障を進めるための「総合的な推進計画」として、これまでの第1次計画（策定：平成22年度（2010年度）、計画期間：平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度））及び第2次計画（策定：平成26年度（2014年度）、計画期間：平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度））を引き継ぐ第3次計画として、策定します。

なお、本計画は第2次計画から、札幌市の子ども・子育てに関する総合的な計画である「さっぽろ子ども未来プラン」の中の子どもの権利に関わる部分として、基本目標の1つに位置づけられています。

また、札幌市では、札幌市のまちづくりに関する最上位の総合計画として「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（平成25年度（2013年度）～令和4年度（2022年度））を策定しており、本計画は、同ビジョンの中期実施計画として令和元年度に策定する「アクションプラン」（令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度））のほか、子ども・子育て支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら推進していきます。

3 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

子どもの権利について

子どもの権利は、子ども一人一人が生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利(基本的人権)です。その保障のために、子どもも大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

札幌市では、子どもの権利に関する条約や日本国憲法の理念に基づき、平成20年(2008年)に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を制定し、様々な子ども・子育て施策をもつ地方自治体として、市民とともに子どもの権利を大切に、保障を進めることを宣言しています。

<4つの権利> ※権利条例では子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。

- ・安心して生きる権利 …愛情を持って生まれ、いじめや虐待から守られること
- ・自分らしく生きる権利 …個性を尊重され、自由に思いや考えを表現すること
- ・豊かに育つ権利 …学び、遊び、休息し、様々な経験をして豊かに育つこと
- ・参加する権利 …自分に関わることに参加し、意見を表明すること

第2章 子どもの権利に関する現状

1 前計画の実施状況

(1) 成果指標の状況

指標	対象	実態・意識調査※1			目標値 (31年度)
		21年度	25年度	30年度	
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	53.2%	65.4%	67.4%	75%
子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合	子ども	42.4%	59.3%	70.8%	65%
	大人	55.4%	54.9%	72.6%	65%
子どもの権利が守られていると思う人の割合	子ども	48.3%	57.0%	63.8%	65%
	大人	48.4%	49.1%	49.2%	65%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合(目標値は30年度)※2	小学校	-	92.6%	93.5%	95%
	中学校	-	83.2%	88.1%	88%
	高校	-	82.1%	87.9%	86%

※1 「子どもに関する実態・意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。教育委員会が実施。

(2) 主な取組結果

■ 子どもの参加・意見表明の促進

子どもが市政について考え提案を発表する子ども議会のほか、他の子どもの権利条例制定自治体（長野県松本市、北広島市、奈井江町等）と連携し、子ども同士がまちづくりについて話し合い、意見を発表する子ども交流事業を実施するなど子どもの参加の取組を促進しました。

【交流事業の写真】



■ 子どもコーディネーター¹の配置

平成 30 年（2018 年）3 月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」に基づき、地域を巡回し、困難を抱える子どもの相談対応を行う「子どもコーディネーター」を配置しました。



■ アシストセンター「LINE²相談」の試行実施

子どもの権利救済機関である「子どもアシストセンター」において、平成 30 年度（2018 年度）・令和元年度（2019 年度）に、無料通信アプリの LINE による相談を実施しました。平成 30 年度（2018 年度）は高校 1 年生に事前周知（期間中に市立・私立高校 2～3 年生に追加周知）し、38 件の相談が、令和元年度（2019 年度）夏季は中高生に周知し 319 件の相談が成立しました。



(3) 実施状況のまとめ

子どもの権利の理念の普及のため、乳幼児の保護者向け広報や、学校・教育委員会と連携し、学齢期の子どもの理解促進を図ってきたほか、子ども議会や他の権利条例制定自治体との連携による「子ども交流事業」の実施等を通して、地域や市政における子どもの参加・意見表明の取組を進めました。

また、「子どもの貧困対策計画」に基づき、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し必要な支援につなげる「子どもコーディネーター」を新たに配置するとともに、いじめの防止や子どもアシストセンターによる相談対応など子どもの権利侵害からの救済に取り組みました。

推進計画の成果指標に関しては、全般的に上昇傾向にあるものの、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」は目標値と比較して特に大人の割合が低く、いじめ・虐待等の権利侵害への懸念も引き続き大きいことがうかがえます。

今後の子どもの権利保障に向けて、妊娠・出産期からの着実な啓発活動の取組が必要との附属機関（札幌市子どもの権利委員会）からの指摘も踏まえて、子どもの権利を尊重する意識の向上と権利侵害からの救済の取組を、より一層充実させていくことが必要です。

¹ 【子どもコーディネーター】 地域を巡回して、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行いながら必要な支援につなげるコーディネーター。

² 【LINE】 スマートフォンやパソコンなどで、異なる通信会社同士でも無料で通話やメッセージのやりとりができるサービス。

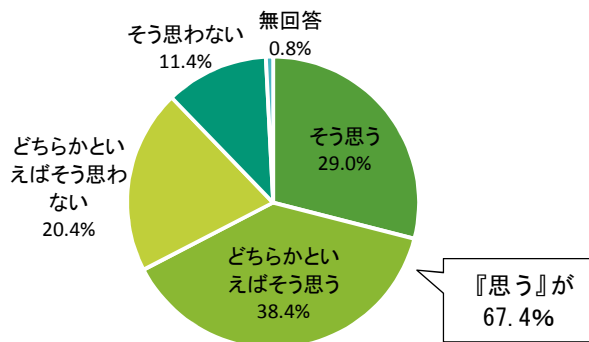
2 子どもの権利に関する現状（子どもに関する実態・意識調査結果等から）

■子どもの意識（自己肯定感等）

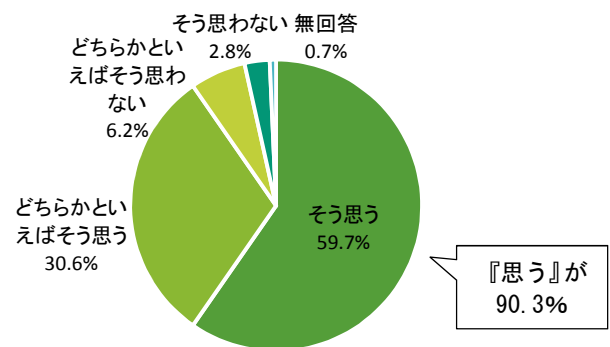
- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、平成25年度（2013年度）に比べ、「自分のことが好き」と思う子どもの割合は上昇しています。（平成25年度：65.4%、平成30年度：67.4%）
- ・「自分を大切に思ってくれる人がいる」「自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがある」「困ったときには人に相談してみるのも大事だと思う」などの関連項目で、肯定的な回答の割合はより高くなっています。
- ・これらの回答傾向を比較すると、子どもの自己肯定感、周囲からの受容感、意見表明の達成感、相談・解決に向けた意識などは相互に連動している傾向が見られます。

図1 子どもの自己肯定感等（子ども n=1,662）（単一回答）

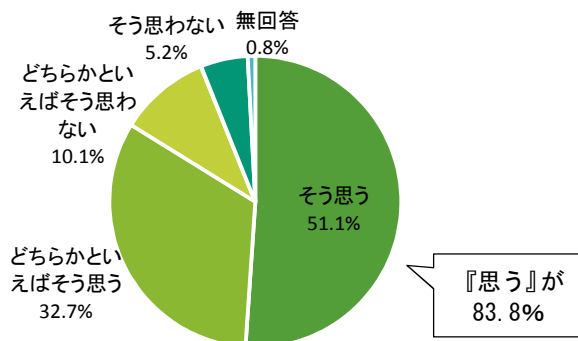
【子ども】自分のことが好き



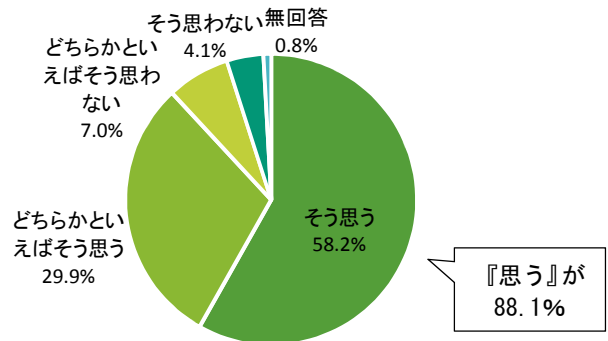
【子ども】自分を大切に思ってくれる人がいる



【子ども】自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがある



【子ども】困ったときには人に相談してみるのも大事だと思う



《子どもたちからの意見①》

Q 子ども一人一人が安心して自分らしく、豊かに成長するために大切なことはなんだろう。

- ・自分を好きになることも、子ども一人一人にとって大切なこと。自分を好きになると、自信を持つことができ、新しいことにチャレンジできるから。そうするとチャンスにもつながって、色々なことが身に付くから、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

■保護者の子どもへの関わり

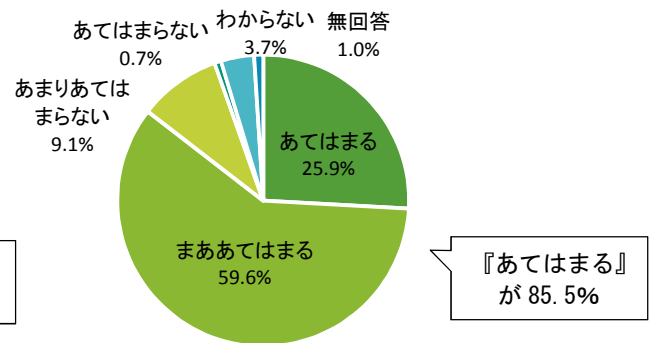
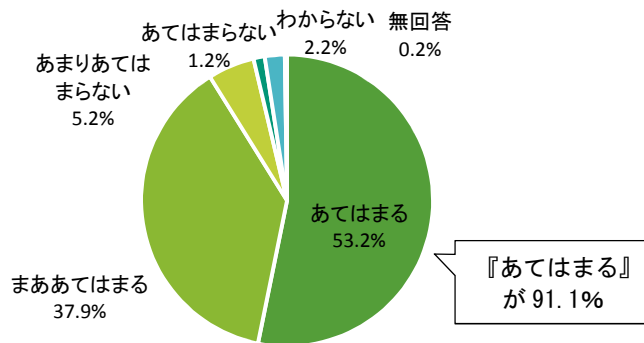
- ・ 保護者の子どもへの関わりとして、子どもの考えや意見を受け止め、主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする姿勢が見られます。
- ・ 子どもの回答からも、子どものまじめな話を聞き、困っているときにはなぐさめたり背中を押したりする保護者の姿勢がうかがえ、こうした保護者の姿勢と自己肯定感に関する回答傾向を比較した場合も、相互に連動している傾向が見られます。
- ・ 権利条例の趣旨からも、子育てなど大人の子どもの関わりの中では、子どもの主体性の尊重と、必要に応じた保護・支援のバランスが重要といえます。

図2 保護者の子どもへの関わり

(大人(高校生以下の子どもがいる大人)n=406、子ども n=1,662)(単一回答)

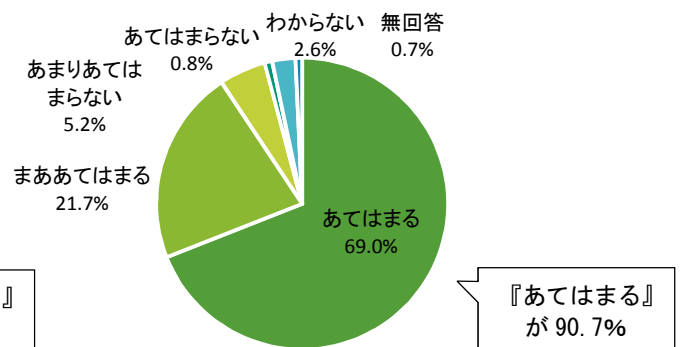
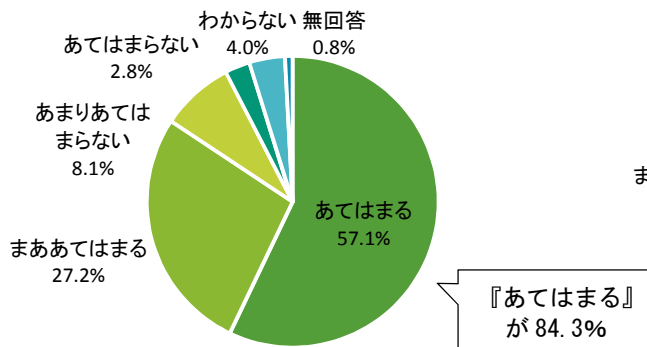
【保護者】 不安な様子をしていたら声かけする

【保護者】 できるだけ子どもの考えや意見を理解し、尊重する



【子ども】 困ったときはなぐさめたり、背中を押してくれる

【子ども】 まじめな話はちゃんと聞いてくれる



■大人から見た子どもの印象

- ・子どもを取り巻く課題として「SNS³やインターネット、ゲーム」や「いじめ」が多く挙げられるとともに、共働きなどで子どもが保護者と過ごす時間が足りず、周囲の大人と関わる機会が少ないと感じている方が多いことがわかります。
- ・子どもが不安や悩みを抱えこみやすいという印象も強く、周囲の大人から子どもが見えにくくなっている傾向がうかがえます。

図3 子どもを取り巻く課題として特に重要と思うもの（大人 n=1,589）（複数回答）

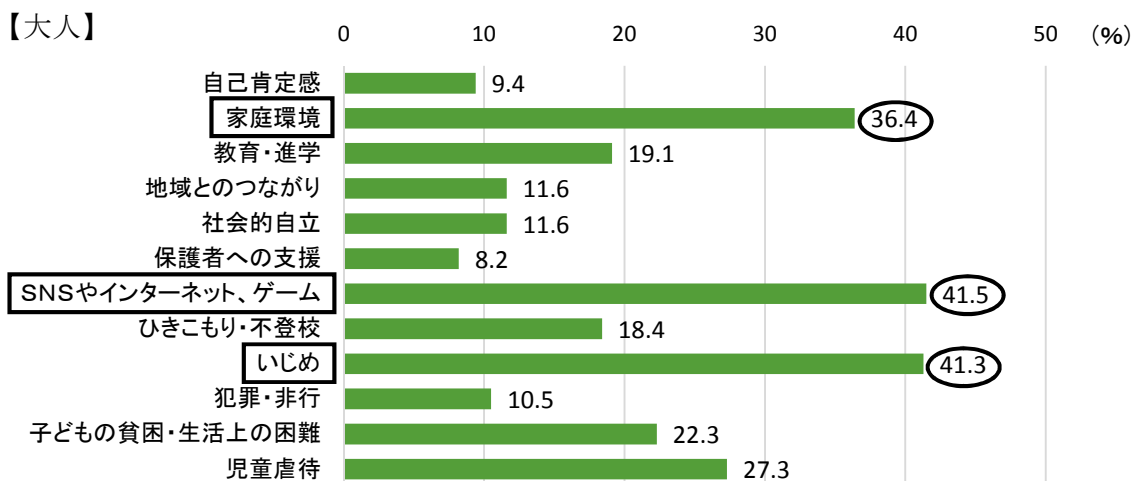
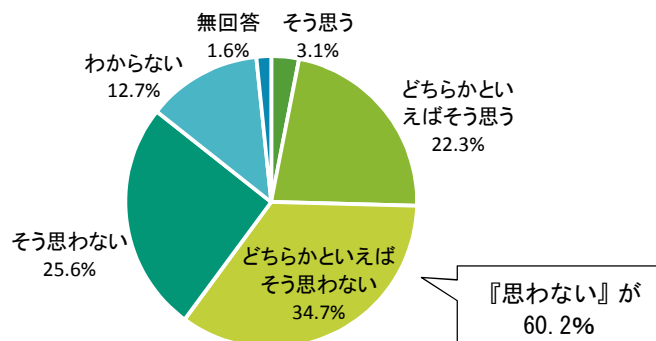
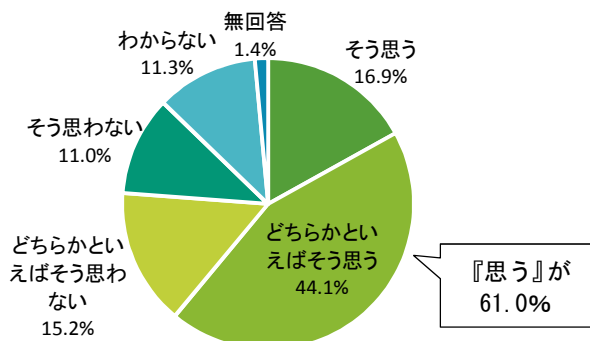


図4 子どもの印象（大人 n=1,589）（単一回答）

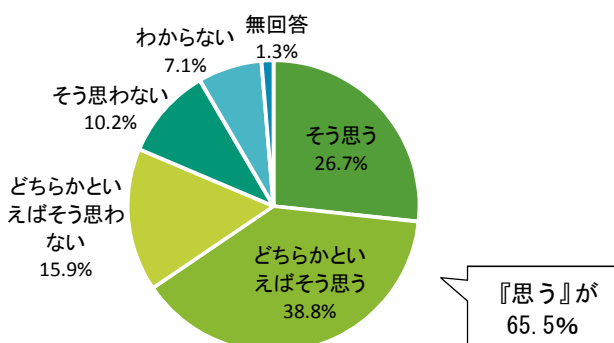
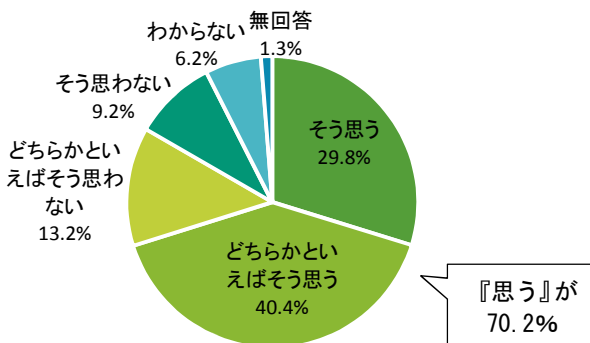
【大人】不安や悩みを抱えこみやすい

【大人】周囲の大人は子どもの思いや考えに配慮できている



【大人】共働きなどで保護者と過ごす時間が足りない

【大人】家庭や学校以外に大人と関わる機会が少なすぎる



³ 【SNS】 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上でのメッセージのやり取りなどを通じて、人と人との交流を広げていくサービス。

■子どもの権利の保障

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、平成25年度（2013年度）に比べ、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、大人は横ばい、子どもは上昇しています。（平成25年度：大人49.1%、子ども57.0%、平成30年度：大人49.2%、子ども63.8%）
- ・大切にされていない権利としては「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違いを認められ、一人の人間として尊重されること」の3項目の回答が多く、「権利侵害からの救済」とともに「個々の権利の尊重」の必要性がうかがえます。

図5 子どもの権利が大切にされていると思うか（単一回答）

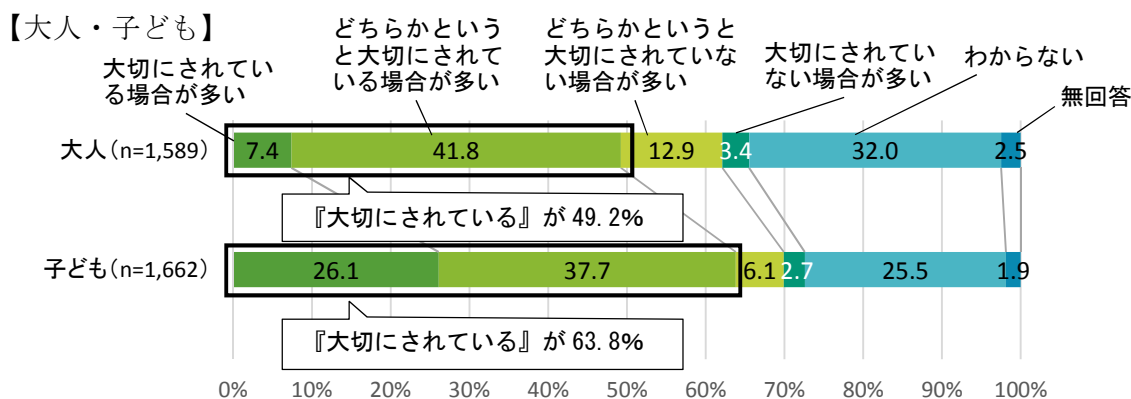
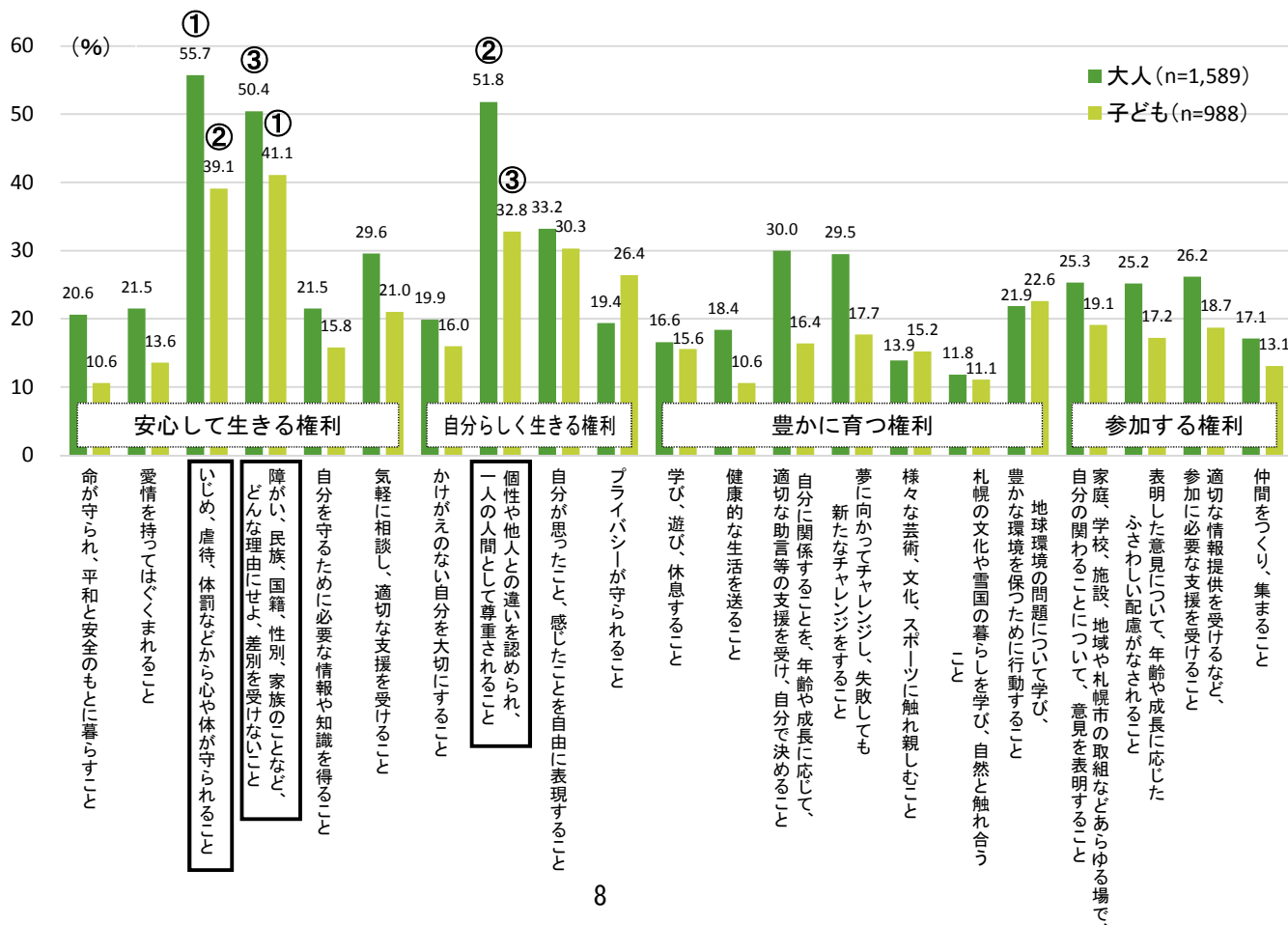


図6 大切にされていないと思う権利（複数回答）

【大人・子ども(13-18歳)】



《子どもたちからの意見②》

Q 困難を抱えやすい子どももみんなが笑顔で暮らすためにはどうしたらいいだろう。

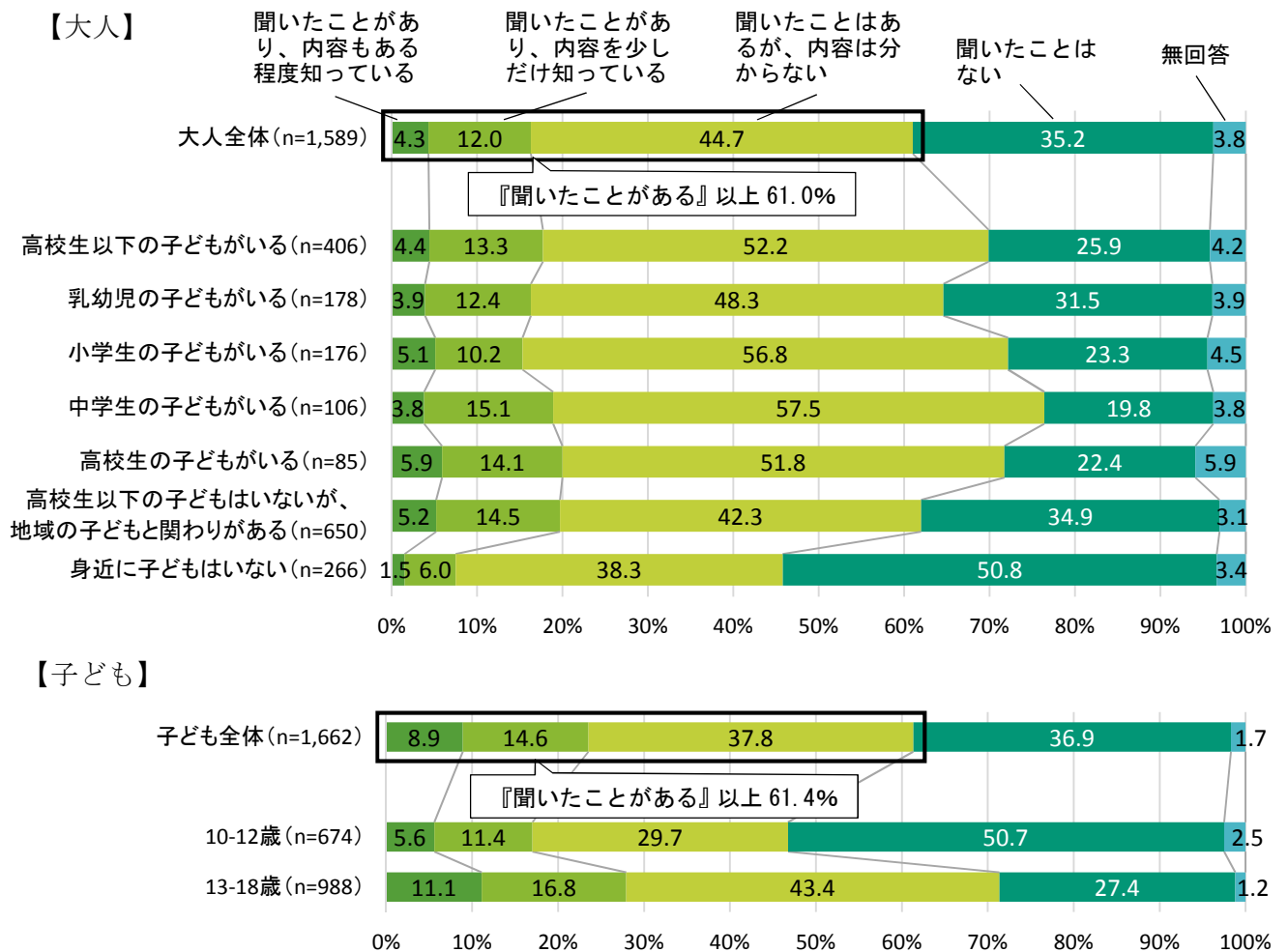
- ・身近にいる外国籍や障がいのある子どもの中には、勉強や人との関わりに困難を抱えている子どもがいて、普段は特別扱いしないで普通に接するけど、必要なときは声をかけたり手助けする。お互いを理解し、認め合い、困ったときは助け合うことが必要、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

■子どもの権利の普及・啓発

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、平成25年度（2013年度）に比べ、子どもの権利の認知度（「聞いたことがある」以上）は、大人・子どもともに上昇しています。（平成25年度：大人54.0%、子ども40.2%、平成30年度：大人61.0%、子ども61.4%）
- ・子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は学齢期の子どもがいる保護者の認知度が高い中で、乳幼児の保護者の認知度は比較的低くなっています。
- ・このほか、子どもへは学校を通じた啓発効果が大きく、保護者は子どもを通じて学校から、子どもと関わりが少ない大人は新聞など報道から知る機会が多い傾向にあります。

図7 子どもの権利の認知度（単一回答）



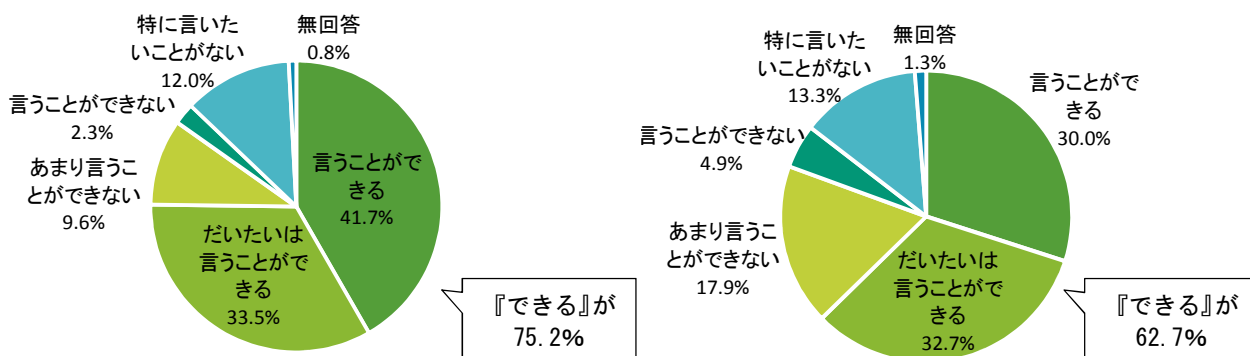
■子どもの参加・意見表明

- ・家庭や学校における意見表明の機会是比较的あるものの、地域や札幌市政については、「言うことができない」や「特に言いたいことがない」の回答割合が高くなっています。

図8 自分の考えや思いを言える機会（子ども n=1,662）（単一回答）

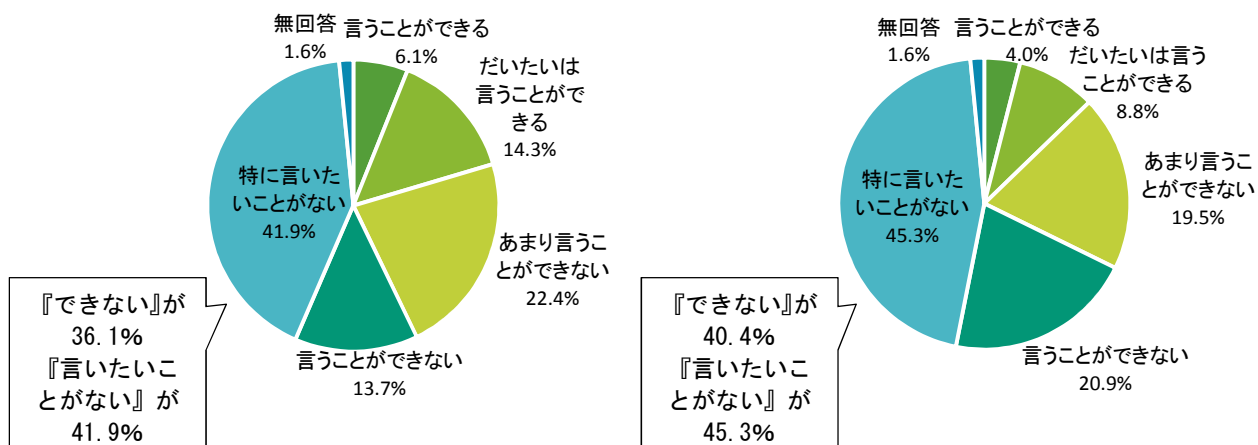
【子ども】家庭における大事な物事やルール

【子ども】学校行事・イベントの企画や運営



【子ども】地域で行われている行事などの取組

【子ども】札幌市政(札幌市のまちづくり等)



《子どもたちからの意見③》

Q もっと「子どもにやさしいまち」にしていくために必要なことはどんなことだろう。

- ・子どもに関わることについては、子どもの意見を聞いてほしい。まちづくりについて、子どもの意見を聞く機会を増やしてほしい。大人が子どもの意見に耳を傾ける、子どもが意見を言いやすい雰囲気をつくることも大切。子どもも、自分の意見をちゃんと言い、話し合う機会に積極的に参加することが大事、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

■子どもの安心（友達関係）

- ・子どもが抱えやすい不安や悩みとしては、大人・子どもの回答ともに友達や勉強関係が多くなっています。
- ・子どもの相談相手、子どもを傷つけやすい人について、いずれも「友達」との回答が比較的多く、子どもにとっての友達の存在の大きさがうかがえます。

図9 子どもの不安・悩み（複数回答）

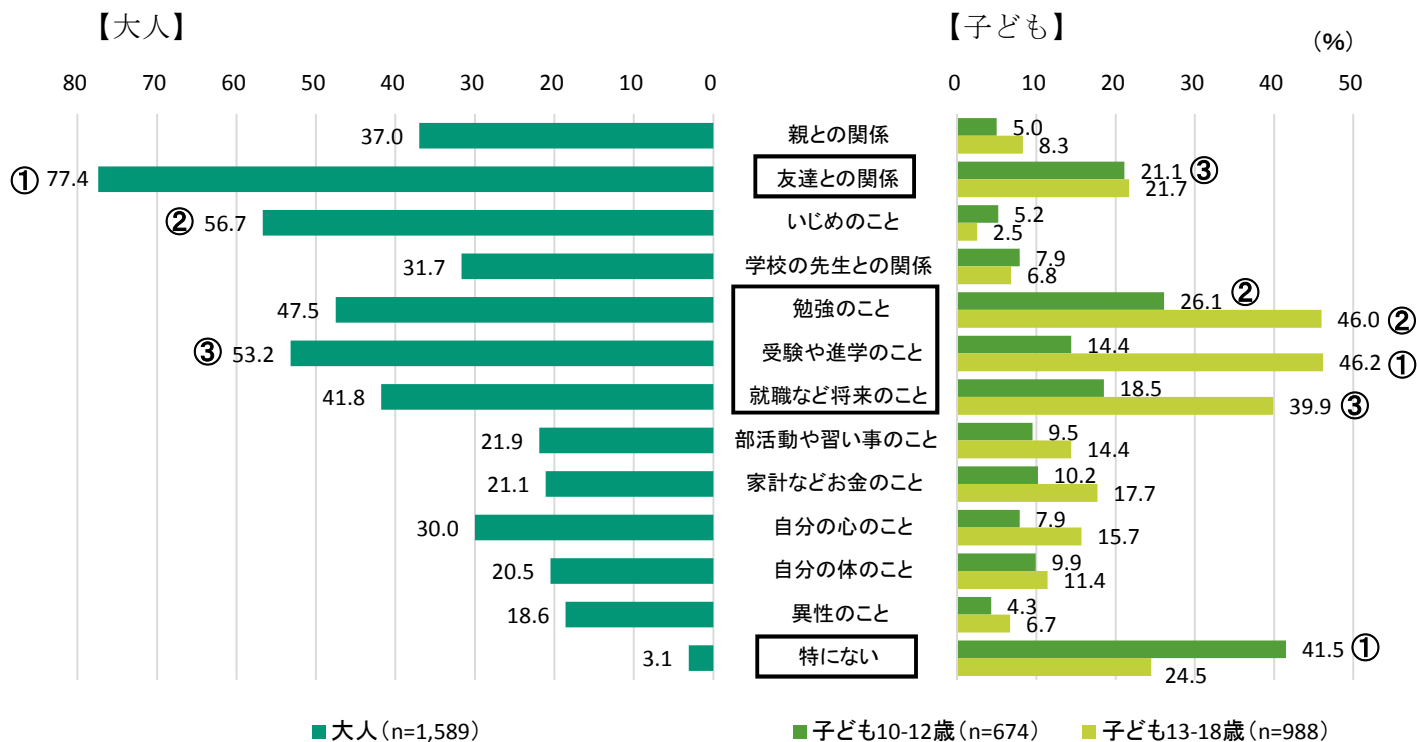


図10 子どもの相談相手（複数回答）

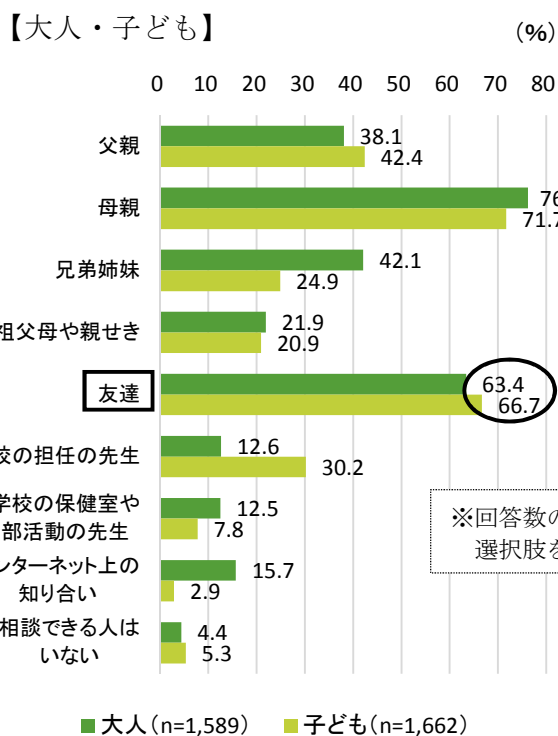
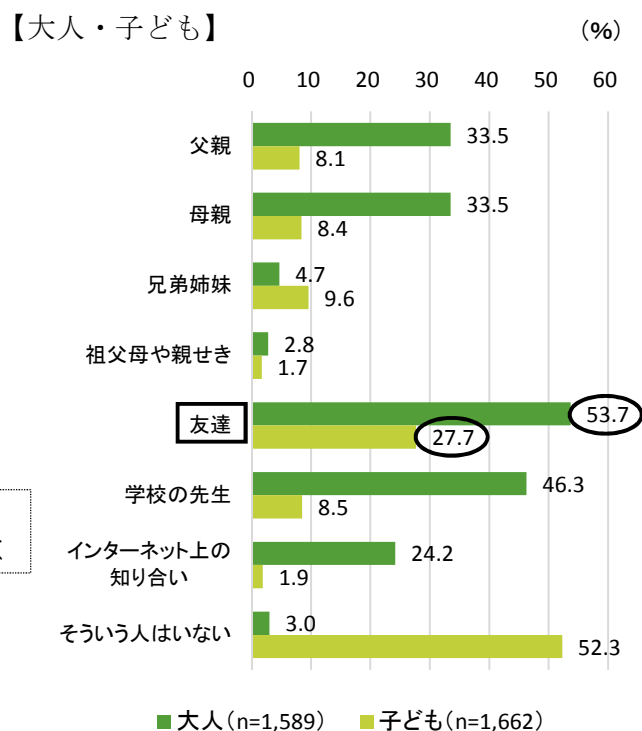


図11 子どもを言葉や力で傷つけやすい人（複数回答）

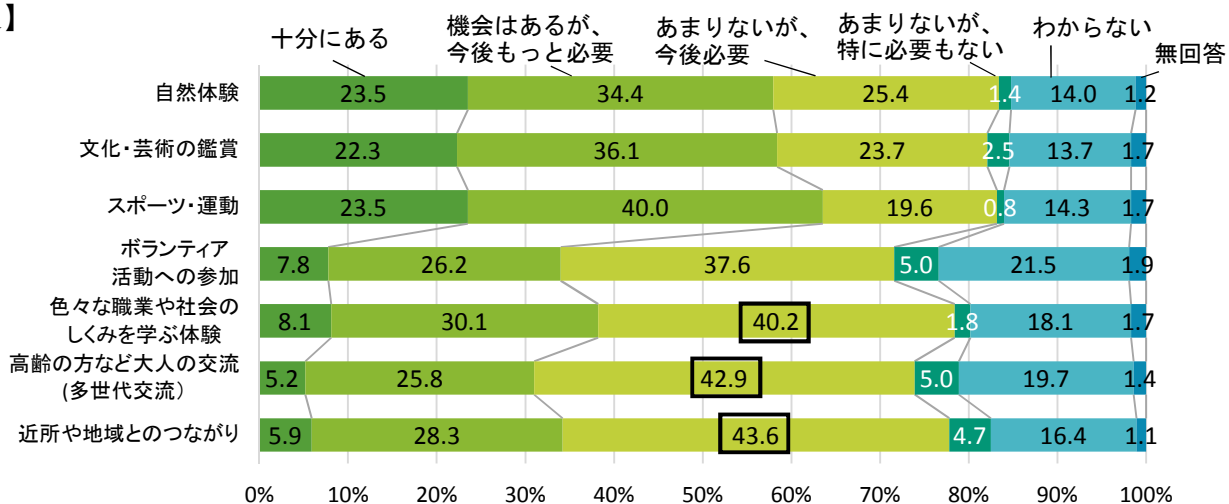


■子どもの体験機会、地域と子どもの関わり

- ・子どもの体験の機会に関して、自然・文化・スポーツ体験は比較的あるものの、社会体験や地域との交流があまりなく、今後必要との傾向が見られます。
- ・地域と子どもの関わりについて、困難を抱える子どもへの気づきや見守り、子どもの居場所、子どもの考えや意見を活かした取組があまりなく、今後必要との回答傾向が見られます。

図 12 子どもの体験機会 (大人 n=1,589、子ども n=1,662) (単一回答)

【大人】



【子ども】

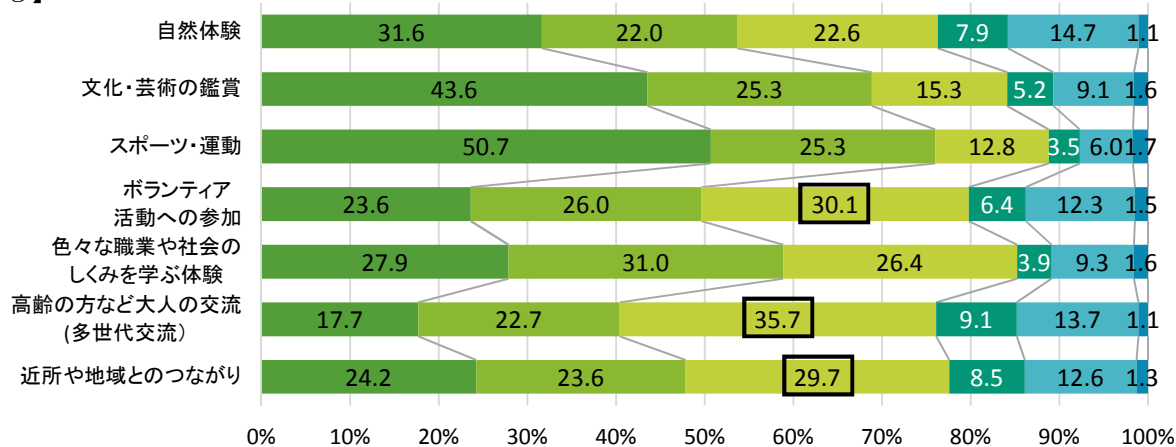
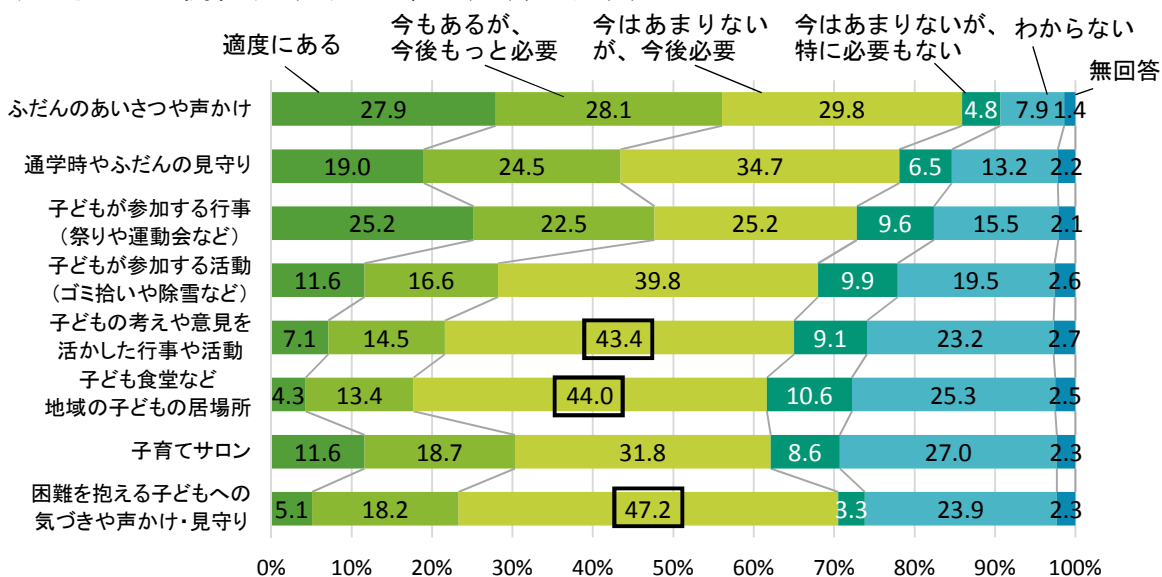


図 13 地域と子どもの関わり（大人 n=1,589）（単一回答）

【大人】



《子どもたちからの意見④》

Q もっと「子どもにやさしいまち」にしていくために必要なことはどんなことだろう。

- ・子どもは家庭や学校以外でも、色々な人（小さい子どもから高齢者まで）と関わることで、人との接し方や社会性を身に付け、成長できる。子どもが乳幼児親子や高齢者と触れ合う、大学生に勉強を教えてもらうなど、子どもと大人の交流の場が必要。地域の大人と交流をもつことは、子どもの毎日の安心にもつながる。子どもも地域の町内会や子ども会の活動に参加したり、地域の人に挨拶することが大事、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

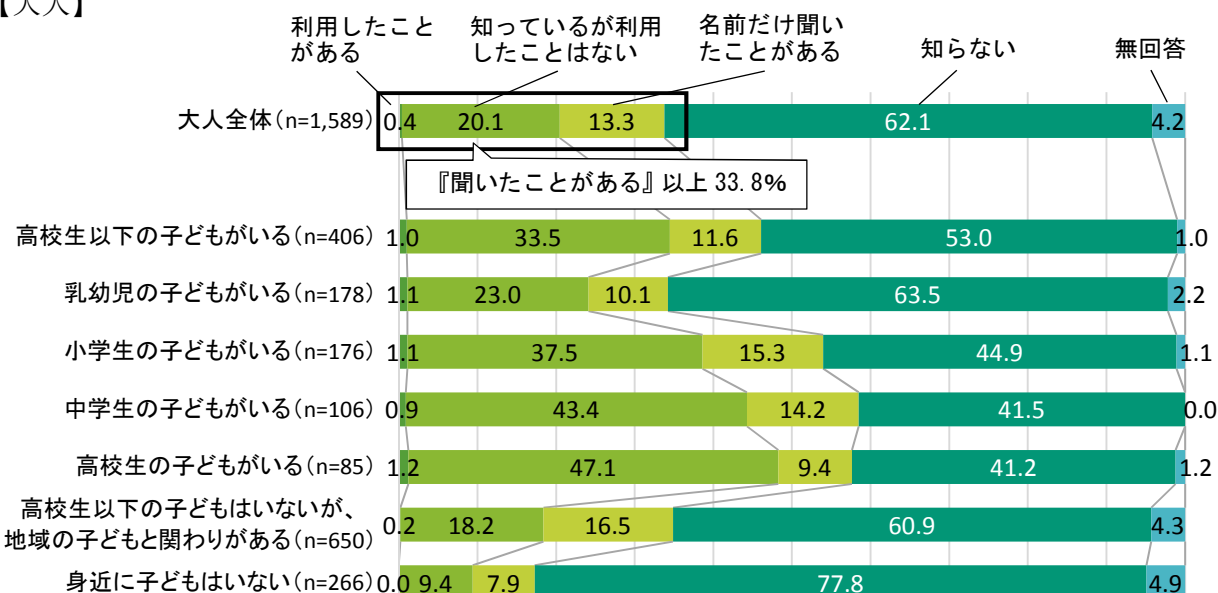
■子どもの権利侵害からの救済

(子どもアシストセンター)

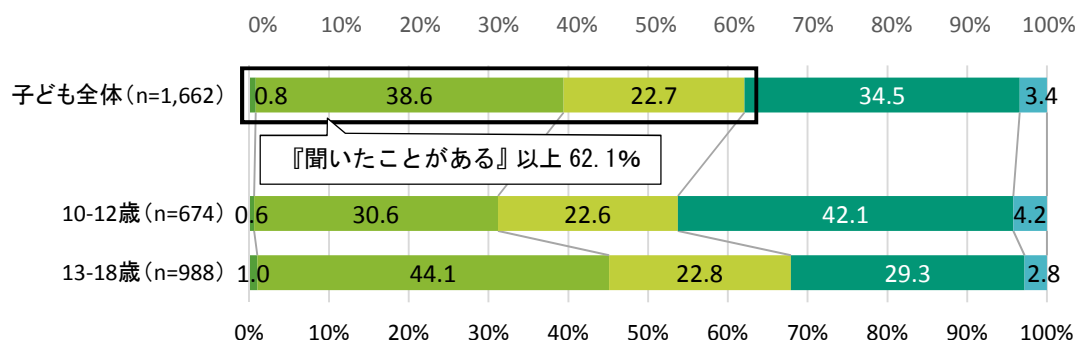
- ・平成30年度(2018年度)の調査の結果、平成25年度(2013年度)に比べ、子どもアシストセンターの認知度(「聞いたことがある」以上)は、大人・子どもともに低下しています。(平成25年度:大人38.8%、子ども77.1%、平成30年度:大人33.8%、子ども62.1%)
- ・子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は学齢期の子どもがいる保護者の認知度が高くなっています。
- ・相談件数は近年減少傾向にあり、特にEメールでの相談が大きく減少しています。
- ・相談内容については、子どもからは友人関係や学習・進路に関して、大人からは子どもと教師との関係や不登校に関しての相談が多く寄せられています。

図14 子どもアシストセンターの認知度(単一回答)

【大人】



【子ども】



《子どもたちからの意見⑤》

Q 子ども一人一人が安心して自分らしく、豊かに成長するために大切なことはなんだろう。

- ・家庭や友達以外に相談できる人や場所があり、それが子どもに伝わること、秘密が守られるなど安心して相談できる環境が大切。子どもも、自分の考えを言葉にする。友達同士で相談に乗るなど助け合うことが大事、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

表 1 相談延べ件数の推移と相談方法

年 度	電 話	Eメール	面 談	その他	L I N E	合 計
H26	1,411 件	2,063 件	234 件	5 件		3,713 件
H27	1,860 件	1,922 件	283 件	9 件		4,074 件
H28	1,903 件	1,420 件	189 件	3 件		3,515 件
H29	1,620 件	1,485 件	188 件	6 件		3,299 件
H30	1,343 件	1,125 件	139 件	8 件	38 件	2,653 件

資料：札幌市子ども未来局

※ 平成 30 年度は、無料通信アプリ「L I N E」での相談を期間限定で試行実施。

表 2 主な相談内容

平成 30 年度相談件数：延べ件数 2,653 件（実件数 833 件）

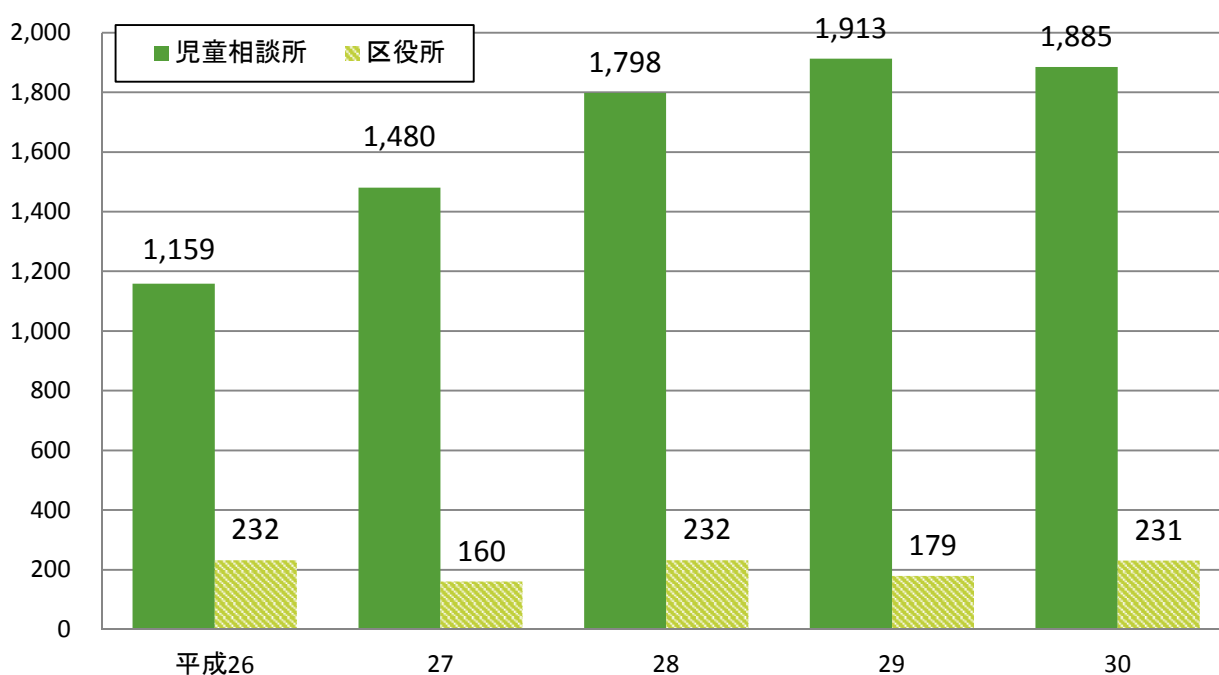
子どもからの相談 1,497 件		大人からの相談 1,156 件	
① 友人関係	252 件 (16.8%)	子どもと教師の関係	196 件 (17.0%)
② 学習・進路	198 件 (13.2%)	不登校	124 件 (10.7%)
③ 親子・兄弟関係	168 件 (11.2%)	養育・しつけ	110 件 (9.5%)
④ 精神不安	154 件 (10.3%)	親子・兄弟関係	82 件 (7.1%)
⑤ 子どもと教師の関係	59 件 (3.9%)	友人関係	65 件 (5.6%)

資料：札幌市子ども未来局

■児童虐待認定件数の推移（札幌市統計）

- ・児童虐待認定件数は、増加傾向が続いており、平成 30 年度（2018 年度）の認定件数は、児童相談所で 1,885 件、区役所で 231 件となっています。

図15 児童虐待認定件数の推移
(件)



資料：札幌市子ども未来局

■ 「子どもに関する実態・意識調査」結果等から見える課題

- 子どもの権利の認知度は上昇傾向にありますが、高校生以下の子どもがいる保護者の中でも、乳幼児の保護者の認知度は比較的低く、子どもの年齢や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組を着実に進める必要があります。(図 7)
- 子どもの意見表明の機会が、地域や札幌市政において少ない傾向が見られ、様々な体験機会として地域の子どもと大人の関わりも求められている中、地域等での様々な子どもの主体的な参加の促進が必要です。(図 8、12、13)
- 子どもにとって、相談相手あるいは傷つけやすい人としても、友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いが大切であるとともに、子どもが抱える困難への大人の気づき・支援のために地域のつながりが求められています。(図 3、4、9、10、11、13)
- 子どもアシストセンターの認知度が低下傾向にある一方、「権利侵害からの救済」と「一人一人の権利の尊重」が必要とされており、相談窓口の周知や的確な対応など権利救済体制の強化が必要です。(図 6、14)

第3章 計画の推進体系

1 現状と課題

札幌市では権利条例に基づき、子ども一人一人が安心して健やかに成長していく「子どもにやさしいまちづくり」を推進するため、子どもの権利の普及・啓発や、子どもの参加・意見表明の促進、子どもを受け止め育む環境づくり、子どもの権利侵害からの救済の取組を進めています。

子どもの権利保障を進めるためには、子ども自身が「安心して生きる権利」や「参加する権利」を理解して、お互いの権利を尊重し実践することはもとより、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人もまた、子どもの視点に立って考え、子どものために配慮し行動することが欠かせません。

その子どもたちの安心感や自分らしさなど子どもの権利に関わる状況について、子どもたち自身の受け止めを示す全体的な指標として設定している「子どもの自己肯定感」は、「自分のことが好き」など子どもの主観的な自己評価に基づくものですが、子ども自身の中で様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感などとのつながりが見られ、これら相互の関連性を踏まえた全体的な向上を目指していくことが大切です。

また、大人の子どもの関わり方として、子どもの主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする保護者の姿勢が多く見受けられる一方、多くの大人は、子どもに対して、不安や悩みを抱えこみやすく、周囲との関わりが希薄化した「見えにくい子ども」というイメージもっています。家庭や学校、地域等における子どもと大人の様々な関わりを、子どもの健やかな成長のために必要な学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、あらためて考えていくことが重要です。

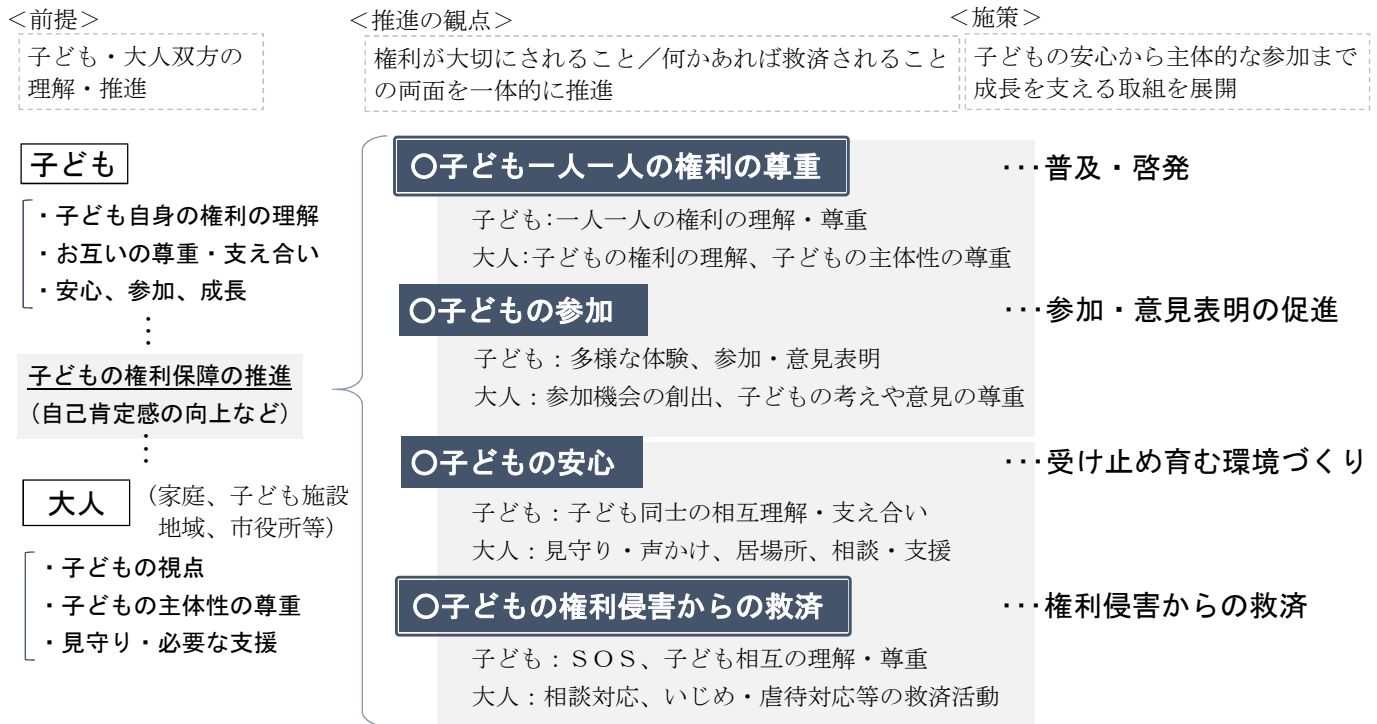
子どもの権利保障の現状について、実態・意識調査では、子どもが「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違いを認められ、一人の人間として尊重されること」の3つが「大切にされていない権利」として多く挙げられており、いじめ、虐待、差別などの「人権侵害からの救済」と「お互いの違いを認め、一人一人の権利を尊重する意識の向上」の両面を一体的に進めていくことが求められているといえます。

その上で誰もが、障がいや国籍、性別をはじめ、個々の多様性を認識した上でお互いを尊重するとともに、一人一人の成長や自立のために、適切な配慮や支援を行っていくという、子どもの権利にとどまらない基本的な人権理解の視点をもって、取組を進めることが重要と考えます。

また、計画の検討にあたり、子どもたちに考えてもらった「子どもにやさしいまち」は、「個性を伸ばせる・チャレンジできるまち」「子どもの意見が尊重されるまち」「大人と子どもが交流できるまち」「安心して相談できるまち」としてまとめられました。これらの意見は、子どもが様々なことに参加し、安心して自分らしく、豊かに育つ権利として、権利条例が掲げる4つの権利とも深く関わるものであり、子どもの参加の促進や権利侵害からの救済など子どもの権利に関する様々な取組も、子ども一人一人の実感につながるよう進めていくことが重要です。(20 ページ参照)

権利条例の施行から10年を経過し、今後のより一層の子どもの権利保障のためには、上記の観点や現状を踏まえ、それぞれの取組を着実に進めていく必要があります。

子どもの権利推進のイメージ



(各施策の課題と方向性)

○子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の認知度は上昇傾向にあり、特に学齢期の子どもや保護者の認知度が比較的高い一方、乳幼児の保護者の認知度は低く、対象者の年齢や状況に応じた取組の工夫が求められています。毎年、新たに保護者になる方々も多くいる中で、子ども自身の理解向上とともに、着実な普及・啓発の取組を継続していくことが必要です。

○子どもの参加・意見表明の促進

子どもの様々な体験機会として、自然・文化・スポーツ体験以外に、地域における子どもと大人の関わりの機会が求められているほか、子どもの意見表明の機会が、特に地域や札幌市政に関して少ない傾向が見られ、子どもの主体的な参加を促進していく必要があります。

○子どもを受け止め育む環境づくり(子どもの安心)

友達関係で不安や悩みを抱えやすい子どもが多く見られる一方、相談相手としても、友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いは、子どもの権利保障に深く関わっています。

また、家庭や学校以外においても、子どもの安心や様々な参加・経験、さらには子どもが抱える困難への大人の気づき・支援の場として、地域のつながりが求められています。

○子どもの権利侵害からの救済

子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォン等の普及を受けた相談方法の見直しや効果的な広報の検討とともに、引き続き権利救済活動の充実を進めることが必要です。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、いじめ防止等と併せて、重大な権利侵害への対応は喫緊の課題であり、早期発見・対応に向けた体制強化とともに、広く人権尊重の意識の向上を図ることが重要です。

2 子どもが考える「子どもにやさしいまち」

子ども・子育てに関する施策を進めるためには、子どもの思いや考えを受け止め、子どもの視点に立って考えることが必要です。本計画の策定に当たっても、子どもにやさしいまちはどんなまちか、これからの札幌がどうあるべきか、子どもたち自身に考えてもらいました。今後、計画に基づき施策を実施する中でも、子どもや大人みんなで協力して、子どもにやさしい札幌のまちづくりを進めていきたいと考えています。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料p. Oをご覧ください。

子どもが考える子どもにやさしいまち

《個性を伸ばせる・チャレンジできるまち》

子ども一人一人が個性を伸ばすことができ、自分を好きになることが大切。

自分を好きになることが自信につながり、新しいことにチャレンジできるようになる。

学校や放課後、地域の色々な活動が子どもの成長につながっている。何かができるようになったとき、周囲に認められたときに成長を実感できるので、がんばったことを発表できる機会があったらいい。



《子どもの意見が尊重されるまち》

まちづくりなど子どもに関わることについては、子どもの意見を聞いてほしい。

そのためには、大人が子どもの意見に耳を傾け、周りもやさしい雰囲気だと、

子どもは安心して意見を言える。子どもも自分の意見をちゃんと言うことが大切。



《大人と子どもが交流できるまち》

色々な人と関わることで、子どもは成長できる。

子どもが乳幼児の親子や高齢者と触れ合ったり、大学生に勉強を教えてもらったり、色々な交流ができる居場所が必要。大人と関わることで、家庭や学校以外でも人との接し方や社会性を身につけられる。地域の大人との交流は、子どもの毎日の安心にもつながる。

《安心して相談できるまち》

身近に、秘密が守られ安心して相談できる場所があるといい。

相談すると気持ちが軽くなる。子どもも自分の考えを言葉にしたり、

友達同士で相談に乗って助け合うことが大切。



さらに、子どもも大人も誰もが笑顔で暮らせるように…

《子育てにもやさしいまち》

子育ては、子どもの成長を感じて楽しいと思うけど、子どもが泣きやまなかったり大変な中で、子どもを大事にちゃんと見ていてすごいと思う。子育てしている大人にも元気でいてほしい、大人にやさしく笑顔で接してもらおうと子どもは安心する。子育ての支援とともに、赤ちゃんが泣いていても迷惑そうにしないなど周囲の理解とサポートが大切。

《困ったときは助け合えるまち》

身近にいる外国籍や障がいのある子どもの中には、勉強や人との関わりに困難を抱えている子どもがいる。普段から特別扱いをするわけではなく、普通に接して、必要なときは声をかけたり手助けをしている。お互いに理解し、助け合い、認めることが必要。

3 基本理念・施策の体系

(1) 基本理念

すべての子どもが安心して暮らし、健やかに成長していくためには、子ども自身はもとより、子どもや子育てに関わるすべての大人が、子どもの権利の大切さを理解し、社会全体で子どものために配慮し行動していく必要があります。

そしてまた、権利条例の前文にもあるように、子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

権利条例の施行から 10 年が経過する中、今後の子どもの権利保障に向けた本計画の基本理念を、この計画を包含する子ども・子育てに関する総合計画「さつぽろ子ども未来プラン」に合わせて以下のとおり定め、子どもの権利を大切にする環境の充実を推進していきます。

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

(2) 基本施策

子どもの権利保障の総合的な推進のために、以下の基本施策に沿って具体的な取組を展開していきます。

基本施策 1 子どもの権利を大切にする意識の向上

- 子どもの権利の普及・啓発
- 子どもの権利の理解促進（保護者）
- 子どもの権利の理解促進（子ども）
- 子どもの権利を生かした学校教育の推進

基本施策 2 子どもの参加・意見表明の促進

- 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進
- 子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進
- 地域における子どもの参加の促進

基本施策 3 子どもを受け止め、育む環境づくり

- 子どもの安心と学びのための環境づくり
- 子どもが安心して暮らせる地域づくり
- 安心して子育てできる環境づくり（困難への気づき・相談支援）

基本施策 4 子どもの権利侵害からの救済

- 子どもの権利侵害に関する相談・救済
- 児童虐待への対応
- 権利侵害を起こさない環境づくり
- 子育てに不安を抱える保護者等への支援

基本施策1 子どもの権利を大切にすること意識の向上

＜施策の方向性＞

子ども一人一人の権利が尊重される子どもにやさしいまちを実現するためには、子ども自身が子どもの権利について理解し実践するとともに、家庭や学校、地域など様々な場で子どもに関わるすべての大人が子どもの権利を尊重し、子どものために考え行動することが必要です。

その普及のためには、子どもの年齢や子どもとの関わりに応じた広報等を、様々な働きかけを交え、地域や学校などとも連携しながら重層的・継続的に進めていくことが求められます。

そのため、学齢期の子どもや保護者に対しては、学校の教育活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、広く市民の協力を得ながら、地域、子どもに関わる団体・施設等とも連携して広報活動を進めます。

特に、乳幼児の保護者に対しては、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所等との連携も図りながら、子育てのヒントや気づきにつながる効果的な啓発活動を進めていきます。

さらに、直接的な広報や啓発活動にとどまらず、子どもの参加や権利侵害からの救済活動など子どもの権利に関わる様々な取組の機会を、子どもの権利の大切さをあらためて考える実践的な理解の場としながら、普及・啓発を図っていきます。

＜主な事業・取組＞

■子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の普及に向け、「さっぽろ子どもの権利の日⁴(11月20日)」事業のほか、広く市民や子どもに関わる施設職員、地域で子どもに関わる大人などを対象に、様々な工夫や働きかけを交えた効果的な広報等を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	子) 子ども育成部
市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)	出前講座等により子どもの権利について学んだ市民に、家庭や地域で広報・普及の担い手(子どもの権利啓発サポーター)になってもらうなど、市民と連携した子どもの権利の普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部
施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発	幼稚園・保育所や児童会館など子どもに関わる施設職員等を対象として、子どもの権利の考え方について具体例を交えた解説資料等に基づき、子どもに関わる大人への普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 (基本施策2、3にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不	子) 子ども育成部

⁴ 【さっぽろ子どもの権利の日】権利条例では、子どもの権利について市民の関心を高めるため、11月20日(国連で子どもの権利条約が採択された日)を「さっぽろ子どもの権利の日」としている。

	安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	
他都市との連携・交流	子ども交流事業などにより、権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	子) 子ども育成部

■子どもの権利の理解促進（保護者）

乳幼児の保護者の子どもの権利への理解向上のため、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所との連携も図りながら普及・啓発を強化するとともに、学校の教育活動を通じて、学齢期の子どもへの保護者への普及・啓発を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
乳幼児保護者等への普及啓発	新たに保護者になる方々を始めとして、妊娠期から乳幼児期の健診や子育てサロン ⁵ など様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を行います。	子) 子ども育成部
学齢期の子どもへの保護者への普及啓発	学校等を通じた保護者向けパンフレットの配布や家庭教育学級での出前講座の実施等により、学齢期の子どもへの保護者への普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部

■子どもの権利の理解促進（子ども）

子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向けの広報紙の発行や出前講座等を実施するほか、他の人権課題に関わる意識啓発の取組と併せて、広く人権尊重の意識の向上を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	子) 子ども育成部
子ども向け出前講座等の実施	子ども同士の意見交換や人形劇を交えた講座など、子どもの参加や子どもにわかりやすい工夫を取り入れた子ども向けの出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	子) 子ども育成部
子ども向け男女共同参画意識啓発事業	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	市) 男女共同参画室

⁵ 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。地域子育て支援拠点（常設の子育てサロン）では、子育てに関する相談や援助、情報提供などを実施している。

■子どもの権利を生かした学校教育の推進

授業をはじめとした学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学ぶとともに、子ども同士が支え合う活動に取り組むほか、人権に関わる学習活動の実践研究等を通して、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
小・中学生向けパンフレットの活用	子どもの権利の理解と実践のため、子ども同士の支え合い(ピア・サポート)や意見交換などの内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子ども自身の学びを推進します。	子) 子ども育成部
民族・人権教育の推進 (基本施策4にも掲載)	民族や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 (基本施策2にも掲載)	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教) 学校教育部
福祉読本の発行	心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を発行し、理解促進を図ります。	保) 障がい保健福祉部

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

＜施策の方向性＞

子どもたちが大人とともにまちづくりに参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にやさしいまちとなります。家庭や子ども関連施設、地域、市政をはじめ、子どもに関わることについては、子どもが考えや意見を表明する機会がつけられ、適切な配慮をもって尊重されることが大切です。

こうした子どもの参加の促進のため、市政やまちづくりに関して、子ども同士の意見交換や発表の機会も交えながら、子どもが意見を提案する取組を展開するほか、学校の教育活動や子どもに関わる施設でも子どもの主体的な参加の取組を進めます。

さらに、子どもの参加が広く身近な取組となるよう、地域の子どもの参加する行事など様々な機会を捉えて、子どもによる提案や企画・運営の取組を働きかけるとともに、保護者をはじめ、子どもに関わる大人に対して子どもの参加の大切さを呼びかけ、理解の促進を図ります。

また、子どもの健やかな成長のためには、子どもが様々なことに意欲をもって主体的に参加し、多様な経験や人との関わりを通して自立性や社会性を身につけていくことも大切です。

自然や芸術・文化、スポーツ体験だけでなく、周囲の大人と子どもの関わりもまた、子どもの学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、子どもの豊かな育ちに寄与すると考えられ、家庭や学校のみならず、地域とのつながりなど多様な人との関わりを促進します。

＜主な事業・取組＞

■市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

子どもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明する子どもの参加・意見表明の機会を様々なかたちで促進するとともに、子ども自身による情報発信を含む広報により、子どもの参加意識の向上や子どもの参加の取組の普及を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌市子ども議会	子ども議員となった子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	子) 子ども育成部
子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちの参加意識の向上を図ります。	子) 子ども育成部
子どもの交流・参加の促進	権利条例制定自治体など他都市の子どもたちと交流しながら、地域のまちづくりに関して体験・意見交換・発表などを行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容の広報により広く地域等での子どもの参加や意見表明を促進します。	子) 子ども育成部

子どもからの情報発信(子どもレポーター)	行事等に参加した子ども自らが取材・編集した記事を、子ども向け広報紙「子ども通信」等に掲載して配布するなど、子どもからの情報発信の取組を進めます。	子) 子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市) 市民自治推進室
SDGs をテーマとした次世代に向けた人材育成事業	高校生などの次世代を担う若者を中心に、SDGs の視点を踏まえた持続可能な都市のあり方について考え、学び、体験するワークショップを開催し、先導的役割を担う人材を育てます。	環) 環境都市推進部
市政やまちづくりへの子どもの意見表明・参加の促進	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加の要素を取り入れ、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明の機会を促進します。	子) 子ども育成部

■ 子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進

子どもが関わる施設等での子どもの主体的な参加の取組として、児童会館やミニ児童会館の子ども運営委員会や学校の児童会・生徒会の活動を進めるとともに、取組事例の広報等を通して広く子どもの参加を促進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	子) 子ども育成部
子ども関連施設における子どもの参加の促進	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	子) 子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 (基本施策1にも掲載)	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート ⁶)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教) 学校教育部

⁶ 【ピア・サポート】ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。

■地域における子どもの参加の促進

地域の子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、広く情報共有と活用の働きかけを行うことにより、子どもの参加のほか地域の大人と子どもの様々な関わりを促進するとともに、地域のまちづくり活動や子ども会など少年団体の活動を支援し、子どもの様々な体験活動の機会をつくり出します。

事業・取組名	事業内容	担当部
地域における子どもの参加の促進 (基本施策1、3にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子) 子ども育成部
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めますため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	市) 市民自治推進室
少年団体活動促進事業	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	子) 子ども育成部
子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク ⁷ 等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	子) 子ども育成部
プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等において開催・運営する「プレーパーク」を推進します。	子) 子ども育成部

⁷ 【プレーパーク】子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、既存の公園などにおいて、「規制を極力排除した子どもの遊び場」を地域住民等が開催・運営する取組み。

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

<施策の方向性>

子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、年齢とともに変化する生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる環境づくりが不可欠です。子どもの安心には、自分が大切にされているという受容感や困ったら相談できるという信頼感などとともに、周囲の大人や子どもとの関係性、居場所、相談先、必要な支援の提供など様々な要素が関係しています。

特に、子どもの生活の中で、友達の存在は大きいことから、相互理解やいじめ防止の観点も交えて、身近な子ども同士がお互いを理解・尊重し、支え合うための働きかけを進めます。

そのほか、子どもの安心や成長につながる場として、家庭や学校以外に、児童会館や地域における子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもの見守りや困難を抱える子どもへの気づき・支援の機会ともなるよう、町内会や青少年育成委員⁸会、民生委員児童委員⁹協議会と連携を図りながら、地域における子どもと大人の関わりを促進します。

また、具体的な子ども・子育てに関わる不安や悩みへの対応として、妊娠期から学齢期、若者期を通じて子ども自身や保護者からの様々な相談に応じるとともに、いじめや不登校などの解決に向けた支援、子どもの貧困対策など、子ども・子育ての安心のために必要な取組を進めていきます。

<主な事業・取組>

■子どもの安心と学びのための環境づくり

子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めるため、学校における教育相談体制の充実、いじめや不登校などの解決に向けた支援のほか、多様な学びを支える環境の充実、若者の社会的自立の支援など子どもの年齢や状況に応じた様々な取組を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利救済に関する普及啓発（子どもアシストセンター）	各種広報や出前講座を通して相談窓口の周知を行うとともに、子どもの権利の大切さや権利侵害から子どもを救うための取組などについて啓発を行います。	子) 子どもの権利救済事務局
学校における教育相談体制の充実 (基本施策4にも掲載)	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	教) 学校教育部
スクールカウンセラー ¹⁰ 活用事業 (基本施策3にも掲載)	子どもや保護者がカウンセリングを受けることで、友人関係の悩みや登校への不安を和らげることができるよう、専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーの一層の効果的な活用を進めます。	教) 学校教育部

⁸ 【青少年育成委員】地域において子どもたちの健全な育成に関する実践活動を推進するために、市内90地区に組織された青少年育成委員会において、スポーツ・文化事業や子どもにとって有害な環境を排除するための事業などを実施する者。区長の内申により、市長が選任する。

⁹ 【民生委員・児童委員】民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊産婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

¹⁰ 【スクールカウンセラー】子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どもとの関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

教育支援センター ¹¹ ・相談指導教室における支援の充実	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	教) 学校教育部
相談支援パートナー ¹² 事業	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応の取組を推進します。	教) 学校教育部
いじめ対策・自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、いじめや自殺関連行動等の未然防止や早期発見などにつなげます。	教) 学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール ¹³ など民間施設に対する支援を実施します。	子) 子ども育成部
札幌まなびのサポート事業	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保) 総務部
(仮称) 学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	教) 学校教育部
若者の社会的自立促進事業	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子) 子ども育成部
若者支援施設の設置・運営	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5ヶ所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子) 子ども育成部
中学校卒業業者等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	子) 子ども育成部

¹¹ 【教育支援センター】不登校の小・中学生を対象に、学校以外の場において、学校への復帰及び将来的な社会的自立に向けた支援をするため設置されたもの。札幌市では、教育支援センター宮の沢、教育支援センター白石を設置。

¹² 【相談支援パートナー】不登校やその心配のある子どもに対し、教職員と協力しながら、登校に向けた支援や別室での学習支援などを行うボランティア。

¹³ 【フリースクール】不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

■子どもが安心して暮らせる地域づくり

地域の子どもの居場所づくりや青少年健全育成の取組を進めるとともに、町内会や青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会とも連携を図りながら、地域で子どもを見守るなかで、困難を抱える子どもに気づき支援につないでいく環境づくりを進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの居場所づくり支援事業	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂 ¹⁴ 」など子どもの居場所づくりの活動を支援します。	子) 子ども育成部
児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、コーディネーター ¹⁵ 設置による複合化後の施設間の調整強化により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子) 子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 (基本施策1、2にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつながっていきます。	子) 子ども育成部
少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談	子どもの問題行動に早期に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子) 子ども育成部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	地域の家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになったときなどに避難場所として駆け込み、助けを求める「子ども110番の家 ¹⁶ 」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市) 地域振興部

¹⁴ 【子ども食堂】地域で子どもたちに対し、無料又は低額で温かい食事や安心して過ごせる場を提供する取組。学習支援や多世代交流の場、地域で子どもを見守る場としても展開されている。

¹⁵ 【コーディネーター】物事の調整・まとめ役。

¹⁶ 【子ども110番の家】子どもが登下校時などに、「不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為」等の被害を受けて身の危険を感じたときに、避難場所として駆け込み、一時的に保護して警察に110番通報したり、学校、家庭へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもの安全を守っていくボランティア活動。

■安心して子育てできる環境づくり（困難への気づき・相談支援）

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、特に乳幼児の保護者など、妊娠期から子ども年齢や生活の状況に応じた相談・支援体制を強化し、子どもの貧困対策の観点も踏まえ、困難を抱えた子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どものくらし支援コーディネート事業	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、寄り添い型の支援を行いながら必要な支援につなげるコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者との連携体制を構築します。	子) 子ども育成部
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境（家庭、学校等）に働きかけたり、関係機関と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	教) 学校教育部
妊婦支援相談事業 (基本施策4にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保) 保健所
初妊婦訪問事業 (基本施策4にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保) 保健所
産後ケア事業	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調または育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	保) 保健所
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	保) 保健所
各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置のうえ、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保) 保健所

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

<施策の方向性>

子ども一人一人の権利が大切にされることと権利が侵害されたときに救済されることは、子どもの権利保障のために表裏一体の関係にあるといえます。お互いの権利を尊重する意識の向上を進め、いじめや虐待などの権利侵害を予防するとともに、権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速な救済が図られなければなりません。

具体的な救済のために、子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォンの普及等を受けた相談方法の見直しを含め、気軽に相談しやすい体制づくりを進め、子ども一人一人に寄り添った救済活動を行います。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、虐待の防止や早期発見・早期対応に向けて新たな児童相談体制強化プランを取りまとめ、計画的に体制を強化します。

また、権利侵害の防止に向け、学校や地域、関係機関との連携のもと、子ども・子育ての状況に応じた相談・支援を通して子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減するとともに、障がいや国籍、性別をはじめとする個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を進めます。

<主な事業・取組>

■子どもの権利侵害に関する相談・救済

子どもの権利侵害からの救済に向け、子どものための相談窓口として子どもアシストセンターの広報の強化や相談方法の見直しを進め、学校等における教育相談などと併せて、子どもに寄り添った救済活動を迅速かつ適切に行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。	子) 子どもの権利救済事務局
子どもアシストセンター「LINE」相談事業	より多くの子どもの声を汲み取ることができるように、子どもアシストセンターの新たな相談方法として無料通信アプリ「LINE」を導入します。	子) 子どもの権利救済事務局
学校における教育相談体制の充実 (基本施策3にも掲載)	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	教) 学校教育部

■児童虐待への対応

児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応のため、子ども安心ホットライン¹⁷の運営や関係機関との連携の強化など児童相談体制の強化に取り組めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子ども家庭総合支援拠点の設置	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育ちまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	子) 児童相談所
子ども安心ネットワーク強化事業	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センター ¹⁸ の連携により相談体制を強化します。	子) 児童相談所
児童相談体制強化事業	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組めます。	子) 児童相談所
(仮称) 第二児童相談所整備事業	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	子) 児童相談所

■権利侵害を起こさない環境づくり

権利侵害を起こさない環境づくりのため、オレンジリボン地域協力員¹⁹登録の推進など児童虐待防止の取組のほか、子どもに対する心理的虐待につながるドメスティック・バイオレンス(DV)や体罰の防止の取組を進めるとともに、障がいや国籍、性別をはじめとする個々の多様性への理解の促進やお互いの人権を尊重する意識の向上を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	子) 子ども育成部
民族・人権教育の推進 (基本施策1にも掲載)	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	総) 国際部

¹⁷ 【子ども安心ホットライン】 児童相談所内に専門の相談員が常駐し、児童虐待通告を始め児童の養育相談にも応じる24時間365日対応の電話相談のこと。

¹⁸ 【児童家庭支援センター】 児童福祉法第44条の2に基づいて設置される、子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設。地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、児童福祉法により設置された福祉施設。

¹⁹ 【オレンジリボン地域協力員】 児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子) 児童相談所
DV 対策の推進	配偶者等からの暴力被害に対して、配偶者暴力相談支援センターなど相談しやすい環境や支援体制を整備するとともに、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の集中啓発や相談窓口の周知を行います。	市) 男女共同参画室
デート DV ²⁰ 防止講座など若年層向け予防教育	暴力を許さない社会づくりのため若年層への予防教育としてデート DV 防止講座を行います。	市) 男女共同参画室

■子育てに不安を抱える保護者等への支援

妊娠・出産時の不安軽減をはじめ、子ども・子育ての状況に応じた各種相談・支援を実施し、虐待予防の観点も踏まえ、子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減します。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	保) 保健所
保健と医療が連携した 育児支援ネットワーク 事業	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	保) 保健所
妊婦支援相談事業 (基本施策3にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保) 保健所
初妊婦訪問事業 (基本施策3にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保) 保健所

²⁰ 【デートDV】DV (domestic violence) は配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を意味し、高校生や大学生などの若い世代の交際において発生する同様の暴力をデートDVと呼ぶ。デートDVには配偶者間等のDVと同じように、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力がある。

第4章 計画の推進と評価

1 点検・評価の実施

本計画の進捗管理については、庁内の「札幌市子どもの権利総合推進本部」において関係部局間の情報共有や連携の推進を図るとともに、附属機関「札幌市子どもの権利委員会」における取組状況の報告を通して評価・検証を行っていきます。

また、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ設定した成果指標等を踏まえた点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

2 成果指標等

(1) 成果指標

指標項目	現状値	目標値
自分のことが好きだと思う子どもの割合	67.4% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)
子どもの権利についての認知度	大人：61.0% 子ども：61.4% (平成30年度)	大人：75.0% 子ども：75.0% (令和6年度)
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	大人：49.2% 子ども：63.8% (平成30年度)	大人：65.0% 子ども：70.0% (令和6年度)
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学生：93.5% 中学生：88.1% 高校生：87.9% (平成30年度)	小学生：96.0% 中学生：90.0% 高校生：90.0% (令和5年度)

(2) 主要な活動指標

具体的な進捗状況を管理・分析するための活動指標を設定します。

指標項目	現状値	目標値
出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数（累計）	— (平成30年度)	300件 (令和4年度)
地域団体等による子どもの参加の取組の実施数	265件 (平成30年度)	280件 (令和4年度)
子どもアシストセンター「LINE」相談件数	38件 (平成30年度)	1,000件 (令和4年度)
オレンジリボン地域協力員登録人数（累計）	16,346人 (平成30年度)	19,200人 (令和4年度)

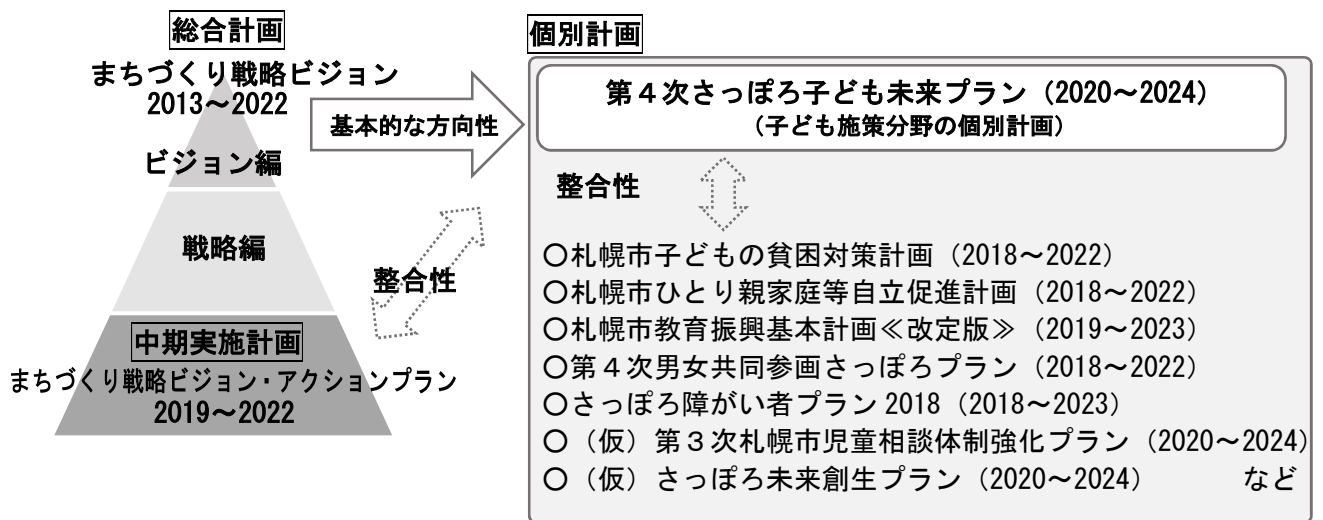
第4次さっぽろ子ども未来プラン素案（概要）について

1 プランの概要

「子どもの権利に関する推進計画」のほか、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、保育所等の需要・供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画。

○期間：令和2（2020）～令和6（2024）年度

○対象：すべての子ども（おおむね18歳まで）とその子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者（おおむね15～34歳まで、施策によっては39歳まで）：
：市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体も



2 基本理念・基本的な視点

子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

<基本的な視点>

・視点1 子どもの視点

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

・視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点

障がい、疾病、虐待、貧困などにより困難を抱えやすい子どもを含め、すべての子どもと子育て家庭を支える視点に立った取組を進めます。

・視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点

次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、自立した社会性のある大人へと成長できるよう、子どもの成長・発達段階に応じ、長期的に支える視点に立った取組を進めます。

・視点4 地域連携と庁内連携により社会全体で支える視点

多様なニーズを抱えた子ども・子育て家庭に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の組織横断的な取組により、支援が総合的につながる連携した取組を進めます。

3 施策の展開

基本目標 1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

基本施策 1 子どもの権利を大切にできる意識の向上

- 子どもの権利の普及・啓発
- 子どもの権利の理解促進（保護者）
- 子どもの権利の理解促進（子ども）
- 子どもの権利を生かした学校教育の推進

基本施策 2 子どもの参加・意見表明の促進

- 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進
- 子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進
- 地域における子どもの参加の促進

基本施策 3 子どもを受け止め、育む環境づくり

- 子どもの安心と学びのための環境づくり
- 子どもが安心して暮らせる地域づくり
- 安心して子育てできる環境づくり（困難への気づき・相談支援）

基本施策 4 子どもの権利侵害からの救済

- 子どもの権利侵害に関する相談・救済
- 児童虐待への対応
- 権利侵害を起こさない環境づくり
- 子育てに不安を抱える保護者等への支援

基本目標 2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

基本施策 1 高まる保育ニーズへの対応

- 保育施設等の整備による定員の拡大
- 多様な保育サービスの提供
- 保育人材の確保及び幼児教育・保育の質の向上

基本施策 2 社会全体での子育て支援の充実

- 子育て家庭に対する支援の充実
- 子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実
- ワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策 3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

- 安心して妊娠・出産できる環境の整備
- 健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援

基本施策 4 経済的支援の充実

基本目標 3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

基本施策 1 充実した学校教育等の推進

- 幼児期の教育の充実
- 充実した学校教育等の推進

基本施策 2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

- 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供
- 新・放課後子ども総合プランに基づく取組内容

基本施策 3 地域における子どもの成長を支える環境づくり

- 地域での子育て支援・虐待予防の推進
- 子どもの安全・安心を確保する地域づくり
- 子どもの生活の場など居場所づくり
- 多様な体験機会の場の充実

基本施策 4 次代を担う若者への支援体制の充実

- 若者の成長及び自立への支援
- ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者の支援

基本目標 4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

基本施策 1 児童相談体制の強化

- 児童虐待防止対策体制の強化
- 社会的養育の推進

基本施策 2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

- 乳幼児期・学校教育における支援体制の充実
- 障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実
- 医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

基本施策 3 子どもの貧困対策の推進

基本施策 4 ひとり親家庭への支援の充実

基本施策 5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

4 成果指標

(1) 計画全体の指標

指標項目	現状値	目標値
自分のことが好きだと思ふ子どもの割合	67.4% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)
子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合	50.9% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)

(2) 基本目標ごとの指標

基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標1 子どもの権利を大切に する環境の充実	【新規】子どもの権利についての認知度	大人：61.0% 子ども：61.4% (平成30年度)	大人：75.0% 子ども：75.0% (令和6年度)
	子どもの権利が大切にされていると思ふ人の割合	大人：49.2% 子ども：63.8% (平成30年度)	大人：65.0% 子ども：70.0% (令和6年度)
	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学生：93.5% 中学生：88.1% 高校生：87.9% (平成30年度)	小学生：96.0% 中学生：90.0% 高校生：90.0% (令和5年度)
基本目標2 安心して子どもを生み 育てられる環境の充実	仕事と生活の調和がとれていると思ふ人の割合	47.1% (平成30年度)	70.0% (令和6年度)
	希望に応じた保育サービスが利用できる保護者の割合	67.3% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)
	【新規】世帯における子育ての主な担い手は「父母ともに」と答える保護者の割合(※1)	47.6% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
基本目標3 子どもと若者の成長と 自立を支える環境の充実	難しいことでも、失敗を恐れ ないで挑戦している子どもの割合	小5：77.3% 中2：71.4% 高2：66.2% (平成30年度)	小5：78.0% 中2：72.0% 高2：67.0% (令和5年度)
	【新規】近所や地域とのつながりがある子どもの割合	47.8% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
	【新規】社会の一員として役割を持っていると感じる若者(20~39歳)の割合	49.8% (平成28年度)	60.0% (令和6年度)
基本目標4 配慮を要する子どもと 家庭を支える環境の充実	障がいのある子どもにとって 地域で暮らしやすいまちである と思ふ保護者の割合(※2)	20.0% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
	【新規】子育てに楽しさよりも 大変さの方が多いと感じるひとり 親(二世帯世帯)の割合	18.5% (平成30年度)	15.0% (令和6年度)

(※1) ここでは、父親の育児参加の促進を表す成果指標であり、世帯構成は、「子＋両親」、「子＋両親＋祖父母」の世帯のアンケート結果を示している。

(※2) 平成30年度のアンケート調査結果は、母数が少ないため、当指標の現状値及び目標値は、参考値として掲載している。

(3) 主要な活動指標

基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標1 子どもの権利を大切に する環境の充実	出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数（累計）	— （平成30年度）	300件 （令和4年度）
	地域団体等による子どもの参加の取組の実施数	265件 （平成30年度）	280件 （令和4年度）
	子どもアシストセンター「LINE」相談件数	38件 （平成30年度）	1,000件 （令和4年度）
	オレンジリボン地域協力員登録人数（累計）	16,346人 （平成30年度）	19,200人 （令和4年度）
基本目標2 安心して子どもを生 み育てられる環境の 充実	認可保育施設等の利用定員数	31,147人 （平成30年度）	38,050人 （令和4年度）
	病後児デイサービス事業実施施設数（累計）	6施設 （平成30年度）	8施設 （令和4年度）
	保育士人材確保支援により就労に至った保育士の数（累計）	500人 （平成30年度）	1,200人 （令和4年度）
	ひろば型子育てサロンでの年間相談件数	2,247件 （平成30年度）	3,000件 （令和6年度）
	父親のための子育て講座の参加組数（累計）	— （平成30年度）	300組 （令和4年度）
	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数（累計）	328社 （平成30年度）	800社 （令和6年度）
	母子保健訪問指導員による初妊婦訪問事業実施率	42.2% （平成30年度）	65% （令和4年度）
	札幌市奨学金の年間採用人数	1,306人 （平成30年度）	1,500人 （令和4年度）

（次頁に続く）

基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	体育・保健体育の時間以外に子どもの体力・運動能力の向上を図る取組を行う小中学校の割合	79% (平成30年度)	100% (令和4年度)
	新型児童会館整備数(累計)	6館 (平成30年度)	16館 (令和4年度)
	新たに居場所づくりに取り組んだ、又は、機能や機会を増やした「子ども食堂」等の団体数(累計)	— (平成30年度)	40団体 (令和4年度)
	ひきこもり地域支援センターにおける年間相談件数	1,473人 (平成30年度)	1,900人 (令和4年度)
	フリースクールなど民間施設事業への補助団体数	9団体 (平成30年度)	10団体 (令和4年度)
基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	児童家庭支援センター設置数(累計)	4か所 (平成30年度)	6か所 (令和4年度)
	学びのサポーター活用校が学びのサポーター活用事業を「大変有効」と感じている割合	86.6% (平成30年度)	100% (令和4年度)
	医療的ケア児の受入れ体制を整備した公立保育所数(累計)	— (平成30年度)	5施設 (令和4年度)
	子どもコーディネーターの巡回対象地区	6区30地区 (平成30年度)	10区87地区 (令和6年度)
	ひとり親家庭向け相談窓口における相談受付件数(年間延べ件数)	9,364件 (平成30年度)	14,200件 (令和6年度)

(※) 多くの活動指標について、目標値の到達年度として、本計画の最終年度である令和6年度(2024年度)より前の令和4年度(2022年度)に設定しています。これは、市のまちづくりに関する中期実施計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019(計画期間:令和元年度～令和4年度)」との整合性を図り、令和4年度(2022年度)まで確実に計画化されたものを活動指標として位置付けていることによります。

5 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

- ・ 附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」及び「札幌市子どもの権利委員会」において毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けたうえで、次年度以降の事業の改善に活かす。
- ・ 計画を着実に実施していくため、計画全体、基本目標毎の成果指標及び活動指標を用いて点検・評価を受ける。
- ・ 施策における連携の視点、SDGsの観点からの実施状況についても、必要に応じて、子ども・子育て会議の場などで報告する。

(2) 庁内の推進体制

- ・ 基本目標や基本施策ごとに縦割りの実施とならないよう、庁内の推進組織である「子どもの権利総合推進本部」にて毎年度、実施状況の進捗管理を行う。
- ・ 日常的に関係部局が組織横断的な取組を展開し、庁内一体となって本計画を推進。